

## 平成21年度岡山いきいき子育て応援事業 審査委員会審査要領

### 1 事業の目的

核家族化の進展や、女性の社会参加意欲の高まり、若年層における就労形態の多様化、地域のコミュニティ機能の低下などにより、現在の子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、複雑、多様化し、若い親世代は、孤立感を深め、育児に対して不安感や疲労感を抱きがちであるといった点が、近年、指摘されています。

子どもは、「社会の宝」であり、未来を担う子どもたちがいきいきと健やかに育つことは、現在を生きる我々大人すべての願いとするところです。そのための環境については、時代の要請にあった形で不断に整備し、よりよい形で次の世代へと引き継いでいきたいと考えます。

このため、ボランティア団体やNPO法人、地域の自治会などの皆さんが行う、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を解決するための先駆的な取組や、他の模範となる創意に満ちた活動に対して補助金を交付することで、地域の活力を増進し、協働の輪を広げ、新しい子育て支援の実践力を県内各地で生み出すことを目的として、「岡山いきいき子育て応援事業」を実施するものです。

### 2 対象団体について

補助事業の対象団体は、岡山県内に所在するボランティア、NPO、地域の自治会、各種子育て支援活動を行っているグループなどで、次の要件を満たしていることが必要です。

①補助を受けようとする事業に他からの補助を受けていないこと。

②この事業を実施することで、継続した取組が期待できるもの。

今回新たに立ち上げたボランティアグループ等であっても、これらの条件を満たし、今後、地域に根ざした子育て支援活動を継続することが期待できる団体等であれば、以前の活動実績は問いません。

### 3 対象事業

以下に示す地域の課題解決のための創意工夫のある子育て支援活動について、平成21年度の予算の範囲内で補助を行います。

#### 【対象事業の内容】

#### ①地域子育て支援を行う NPO 等の活動の立ち上げ

- ・子育て支援 NPO 等の立ち上げ
- ・母親の育児サークルや子育てサークルの立ち上げ
- ・子育てボランティアの活動立ち上げ
- ・DV被害者のセルフヘルプグループの立ち上げやその支援 等

#### ②地域におけるきめ細やかな子育て支援活動の促進

- ・子育てボランティアの養成
- ・企業とのタイアップによる子どもの職業体験
- ・地域の社会資源を活用した子どもの遊び場づくり
- ・子育て支援のコーディネート
- ・安全に配慮した「三人乗り自転車」の普及啓発
- ・子育て、親育ちへの支援活動 等

- ③経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
  - ・子供服、玩具、学用品等の再活用による育成支援
  - ・子どもの相談相手の派遣など地域による支援活動 等
- ④育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援（家庭支援スタッフ訪問）
  - ・育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフによる支援等
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援（放課後子どもプラン連携促進事業）
  - ・連携マネージャー（仮称）の設置
  - ・連携に必要な物品（遊具、教材等）購入 等
- ⑥安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援（妊娠出産前支援事業）
  - ・妊婦等支援教室の開催
  - ・妊婦健診の受診を促すための訪問 等
- ⑦地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
  - ・資質向上、人材育成のための研修（地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ）等
- ⑧賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等必要な備品費等の支援
  - ・商店街の空き店舗等を活用した子育て支援拠点の整備 等
- ⑨病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援

以下の事業は対象となりません。

- ・国または地方公共団体の補助制度が設けられている事業
- ・懇親だけを目的とする事業…イチゴ狩り、ミカン狩り、慰安旅行など
- ・周年記念行事…設立30周年記念誌発行、10周年記念講演会など
- ・営利を目的とする事業
- ・主催者とその周辺の特定の者だけが参加する行事
- ・従来 of 事業をそのまま行う事業（※）
- ・自ら主催実施しない事業
- ・個人に金銭給付を行う事業、又はこれに類する事業

※ 従来 of 事業の一部を組み替えたり、新たな視点により事業の対象範囲を変更することなどにより事業を実施する場合は、対象となります。

#### 4 補助事業の実施期間

補助事業は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間に実施す

るものを対象とします。

この期間内に完了しない場合は対象となりません。

(なお、今回の募集事業については上記期間内に実施するものを対象としておりますが、今回の補助申請事業を第1段階とし、さらに次年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)において、内容をステップアップさせることを計画している場合は、事業計画書にその旨記載してください。選考に当たって考慮する場合があります。)

## 5 補助基準額

原則として、事業実施に必要な費用全額を補助します。ただし、選考委員会が補助対象経費外と判断した額は除外します。

## 6 補助対象経費

補助対象とする経費は、補助対象期間に事業を行うために真に必要な経費のうち、以下のものが対象になります。

- ①謝礼金、賃金…講師などに支払う謝礼金、アルバイト雇い上げ費用
- ②打ち合わせ経費…会議や打ち合わせをするのに必要な経費
- ③物品購入費…事業実施に必要な消耗品類及び製作に必要な材料等の購入経費
- ④印刷経費
- ⑤役務費…郵送料、保険料、手数料、クリーニング代など
- ⑥委託料…イベント委託費、舞台設営費
- ⑦賃借料、レンタル、リース料
- ⑧空き店舗等の改修費
- ⑨旅費…講師等の旅費
- ⑩雑役務費…手話通訳、託児サービスの経費など

●以下の経費は原則として補助の対象となりません。ただし、以下に掲げる経費であっても、事業実施に不可欠なものであって、選考委員会が認めたものについては、補助対象とする場合があります。

- ・土地取得経費
- ・法人または団体の運営経費(職員給与、報酬、家賃、光熱水費等)
- ・アルコール飲料代
- ・会議等において提供される茶菓等であって、1人あたり600円を超えるもの
- ・研修会の講師等に提供される弁当代等であって1人あたり千円を超えるもの
- ・観光要素が強い出張、旅行経費
- ・自団体の運営にあてた経費、自団体メンバーへの謝礼
- ・敷金などいずれ返還される経費
- ・個人に帰属する高額な物品
- ・100万円を超える施設整備費、設備の改修費  
(100万円以下であっても施設整備を本来の目的とする事業に係るもの)
- ・50万円を超える備品購入費

## 7 審査項目

上記1から6の要件に合致すると認められた事業について、次の項目ごとに採点してください。各項目10点満点とし、次の要領により審査してください。

	点数基準（各10点満点）
非常によい	10点
よい	6～9点
普通	5点
好ましくない	1～4点
不可	0点

### (1) 合目的性

- ・子どもと子育て家庭を取り巻く課題を解決するための先駆的な取組や、他の模範となる創意に満ちた活動」に対して補助金を交付することで、地域の活力を増進し、協働の輪を広げ、新しい子育て支援の実践力を県内各地で生み出すという目的に沿うものであるか。

### (2) 事業効果

- ・子育て環境の改善、子育て支援の観点から、有効な事業であるか。
- ・費用対効果の観点から問題はないか。

### (3) 事業の独創性、発展性、継続性

- ・既存の事業にとらわれない先駆性・独創性を有するものであり、他の団体の模範、事業モデルとなるものであるか。
- ・今回事業を実施することで、今後、新たな事業展開の可能性のあるものであるか。
- ・次年度以降継続的な実施になじむ事業であるか。
- ・市町村が実施する予定の事業と類似の事業でないか。

## 8 採択事業の決定について

上記7の審査により、各事業について5名の審査員の採点を合計した点数について、予算枠（5,000万円）に達するまで事業を採択する。ただし、合目的性、事業効果等の観点から、公費により補助を行うことが適当でないとして審査会で判断された事業については、この予算の枠内であっても、採択しないものとすることができる。

※なお、採択に当たっては、次の点に留意する。

- ・一つの団体が複数の事業提案をしている場合は、当該団体が提案した事業のうち最高点の評価を受けた事業のみを採択事業の対象とする。（当該事業が上記の予算枠の範囲内のものとして評価された場合に限る。）
- ・一つの事業費が過大であると考えられる事業については、対象経費を絞った上で、実施可能であれば採択するとの決定をすることもできる。
- ・終始予算書の内訳から、対象経費とならないと考えられるものがあれば、その旨を採点表の備考欄に記載してください。  
各委員の意見を総合して、対象外の経費であると認められた場合は、当該経費を対象経費から除外することとします。